

平成29年第4回大町町議会（定例会）会議録（第1号）						
招集年月日	平成29年9月4日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	平成29年9月4日	午前9時30分	議長	永尾光次	
	散会	平成29年9月4日	午前9時56分	議長	永尾光次	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	永尾光次	○	6	内野強美	○
	2	藤瀬都子	○	7	山下時三	○
	3	諸石重信	○	8	松崎直文	○
	4	早田康成	○	9	原田謹吾	○
	5	中山雄次郎	○	10	中山初代	○
会議録署名議員	9番	原田謹吾	10番	中山初代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	古賀久美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	会計管理者	成富貞伸		
	教育長	船木幸博	総務課長	坂井清英		
	総務課参事	藤瀬善徳	企画政策課長	井原正博		
	生活環境課長	古賀 壯	町民課長	西森明広		
	子育て・健康課長	山崎ひとみ	福祉課長	岩瀬重義		
	農林建設課長	森光昭	教育委員会事務局長	小木誠		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成29年9月4日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案等の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明

---

午前9時30分 開会

○議長（永尾光次君）

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、平成29年第4回大町町議会定例会1日目は成立しました。

これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため、町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

閉会中の議会に関する諸報告は、別紙配付の報告書のとおりでございます。

以上で諸報告を終わります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永尾光次君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番原田議員、10番中山初代議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

○議長（永尾光次君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、別紙配付の会期日程表のとおり、本日から9月14日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間と決定いたしました。

### 日程第3 議案等の報告及び一括上程

○議長（永尾光次君）

日程第3. 今期定例会には、告知のとおり、町長提出の議案12件のほか、請願2件、陳情2件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

ただいま朗読させました議案第39号から議案第50号まで、請願第1号及び第2号を一括上程し、これより議題といたします。

### 日程第4 提案理由の説明

○議長（永尾光次君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

平成29年第4回大町町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、残暑厳しい折、何かと御多用の中御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

先日は暑い中、そして、御多用の中、大町町消防団夏季訓練に、団員激励のために御出席をいただきましたこと、この場をおかりしてお礼を申し上げます。団員におかれても、町民の生命、財産を守るという使命と、崇高な消防精神のもと、汗だくになりながら訓練に励まれておりましたが、議員の皆様方の激励がよい力水になったことと察するところでございます。

また、近年は、地震、台風、大雨、それに伴う土砂災害など、私たちが暮らす日本は自然災害の多い、世界有数の災害大国だということに改めて気づかされます。昨年の熊本地震や、

岩手県・北海道を襲った迷走台風、そして、ことしも7月には九州北部豪雨や台風5号による甚大な被害が発生をしており、とうとい命が奪われ、いまだに日常を取り戻せない方々が  
大勢いらっしゃいます。犠牲になられた方々、そして、被災された方々に心からのお悔やみ  
とお見舞いを申し上げる次第でございます。

災害は、いつどこで発生するかわかりません。災害をなくすことはできませんが、被害を  
最小限にとどめることはできます。これからも、日ごろの備えを怠ることなく、気を引き締  
め、安心・安全な町づくりに努めていく所存でございます。

さて、今定例会に提案します議案につきましては、さきに告知のとおり、条例案件2件、  
各会計別の決算認定案件6件、各会計別の補正予算案件3件、過疎計画の変更案件1件の12  
議案を提案しております。

それでは、これより各議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号 大町町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、行政機関個人情報保護法等改正法が平成29年5月30日に施行され  
たことに伴い、大町町個人情報保護条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第40号 財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について。

民間事業者の資金や専門的技術等を活用し、地域経済の活性化を促進させるため、当町へ  
の民間事業者の積極的な事業参入を図るための優遇策として関係条例を改正するものであり  
ます。

議案第41号 平成28年度大町町一般会計決算認定について。

議案第42号 平成28年度大町町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

議案第43号 平成28年度大町町国民健康保険特別会計決算認定について。

議案第44号 平成28年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計決算認定につい  
て。

以上の4議案につきましては、平成28年度の一般会計及び特別会計の決算について認定を  
お願いするものでございます。

まず、一般会計の決算額は、歳入37億4,091万337円、歳出36億740万5,717円で、歳入歳出  
の差し引きは1億3,350万4,620円となっております。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入9,713万9,298円、歳出9,702万8,008円で、歳入  
歳出の差し引きは11万1,290円となっております。

国民健康保険特別会計の決算額は、収入11億2,000万1,165円、歳出12億2,259万9,851円で、歳入歳出の差し引きは1億259万8,686円のマイナスとなっており、不足する額は翌年度繰上充用金で補填をしております。

灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計の決算額は、歳入歳出とも411万8,399円で、歳入歳出の差し引きはゼロとなっております。なお、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査を経て、別紙のとおり、その意見を付しております。

議案第45号 平成28年度大町町水道事業会計決算認定について。

議案第46号 平成28年度大町町立病院事業会計決算認定について。

以上の2議案につきましては、平成28年度の公営企業会計の決算について、認定をお願いするものでございます。

水道事業の決算額は、収益的収支については、収入1億9,869万2,793円、支出2億738万6,677円で、資本的収支については、収入ゼロ円、支出2,495万4,579円となっております。

資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしております。

病院事業の決算額は、収益的収支については、収入9億6,620万2,769円、支出7億6,049万8,721円で、資本的収支については、収入3億6,638万3,082円、支出2,268万7,135円となっております。

なお、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査を経て、別紙のとおりその意見を付しております。

議案第47号 平成29年度大町町一般会計補正予算（第2号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億8,483万6千円を追加し、予算総額は、36億1,337万2千円となっております。

歳入の主なものとしては、地方交付税1億5,624万1千円、ふるさと応援寄付金5,000万円、繰越金1,783万7千円、臨時財政対策債1,453万1千円などを追加し、財政調整基金繰入金8,000万円を減額しております。

また、歳出の主なものとしましては、公有財産購入費8,000万円、うち、畑ヶ田地区、杵島商業高等学校近傍の新興宗教団体が進出するために所有した道場建設予定地購入のため、宗教団体との交渉を続け、購入額を7,500万円とし、土地利用調査業務委託料1,500万円と合わせて計上をしております。

大町町の未来を見据えた発展、活性化に資するため、その調査結果を踏まえた上で、県との共同による企業誘致を基本に、大町町にふさわしい最適な利活用を目指していきたいと考えております。

それから、ふるさと応援寄付金基金積立金に3,481万2千円、障害児通所給付費に1,540万円などを追加しております。

議案第48号 平成29年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万1千円を追加し、予算総額は9,879万1千円となっております。

歳入につきましては、繰越金11万1千円を追加し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金9千円、一般会計償還金10万2千円を追加しております。

議案第49号 平成29年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,770万9千円を追加し、予算総額は13億1,494万3千円となっております。

歳入につきましては、療養給付費等国庫負担金1,941万9千円、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金32万5千円、県補助金財政調整交付金30万円を追加し、財政安定化支援事業繰入金233万5千円を減額しております。

歳出につきましては、一般管理費10万円、健康衛生推進費79万7千円、償還金1,681万2千円を追加しております。

議案第50号 大町町過疎地域自立促進計画の変更について。

本議案につきましては、総合的かつ計画的な対策を実施し、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、大町町過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上12議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（永尾光次君）

続いて、請願の趣旨説明を紹介議員より行います。10番中山初代議員。

#### ○10番（中山初代君）

請願第1号の趣旨説明をいたします。核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願。

請願趣旨、核兵器は人間や環境に及ぼす破壊的な影響が広く知られているにもかかわらず、

包括的かつ普遍的な形での違法化がなされていなかった唯一の大量破壊兵器です。核兵器の廃絶は、全世界的な人類の願いとなっています。こういう中で、歴史上、初めて核兵器禁止を主題とした国連会議が3月の第1会期に続き、6月15日から第2会期が開かれ、122カ国が賛同して核兵器禁止条約が採択されました。

前文で核兵器の非人道性について強調するとともに、被爆者や核実験被害者らの苦難に留意すると述べ、多数の非政府組織及び被爆者の取り組みについても高く評価しています。これは被爆者の訴え、非核、反核、平和運動の願いを正面から受けとめたものであります。

第1条は、核兵器の開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移転、受領、使用、核爆発実験などを禁止し、核兵器を違法化して、悪の烙印を押すものとなっています。議論を通じて、核兵器の完全廃絶に向けてとした条項を第4条に追加し、核保有国が条約に参加した場合、核兵器を運用状況から直ちに取除き、極力早く廃棄するよう求めています。

核兵器を法的に禁止するとともに、核兵器全面廃絶につながる大きな意義をもつ国際的な条約です。

一方、核保有国とその核の傘に依存する国々は、核禁止条約の採択に加わりませんでした。とりわけ、唯一の被爆国である日本政府が、核保有国に追従し、条約に参加しなかったことは、国の内外で大きな失望と批判が広がっています。

8月9日に長崎市主催で開かれた平和式典で、田上富久市長が、唯一の被爆国として核兵器禁止条約への一日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策の見直しを進めてください、日本の参加を国際社会は待っていますと訴えていました。国においては、核保有国に追従する姿勢を根本的に改め、核兵器禁止条約を批准するよう強く求めるものです。

以上の趣旨から、意見書を関係機関に提出することをお願いいたします。

請願第2号 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に反対する意見書の提出を求める請願。趣旨説明いたします。

去る8月5日、米軍普天間基地所属のMV-22オスプレイがオーストラリア沖で墜落し、乗組員3人が死亡しました。米海軍安全センターは、クラスAの重大事故だと発表しました。MV-22オスプレイは、昨年12月13日にも沖縄県名護市沖に墜落、大破したばかりです。しかも、日米合意で6カ月以内に提出されなければならない事故報告書も、米軍はいまだに日本政府に提出していません。オスプレイの危険性が指摘される中で、昨年から二度もクラスAの重大事故が起きていることは看過できません。

これらの事故以前から、全国で日本上空での訓練は中止せよの声が沸き起こっており、神奈川県では、予定していた防災訓練におけるオスプレイの参加については見送りを決定しています。オスプレイはオートローテーションシステムの不十分さやエンジンフィルターの欠陥が指摘されてきました。何一つ解決できないままです。

佐賀県では、2014年7月に防衛省から佐賀空港へのオスプレイ等の配備の要請がありましたが、漁業者、地権者、県民は受け入れられないとの考えを表明し続けています。こうしたことから、政府は2019年度予定の佐賀空港へのオスプレイ配備計画に困難な状況を踏まえ、九州地方や木更津駐屯地を想定し、陸上自衛隊駐屯地に配備する方針を固めたと報道されています。

この方針でいけば、県内の目達原駐屯地へのオスプレイの暫定配備も選択肢の一つとして十分考えられます。目達原駐屯地の地元吉野ヶ里町町民は、現在でもヘリコプターによる騒音被害に悩まされており、基地撤去を求める声が広がっています。そこへさらに危険なオスプレイの配備は絶対に許されません。

県は、県民生活の安全と生命を守ることを最優先し、公害防止協定を守り、佐賀空港へのオスプレイ等の配備要請については、白紙撤回と2回のクラスAの事故報告書の早期提出を国に対して強く求めるべきです。

御存じのように、先日29日、大分空港に緊急着陸をし、いまだにそのまま駐留したままです。佐世保に向かうこともあるオスプレイ、この大町の上を飛ぶということも考えられます。本当に私たちは危険な状態にさらされているのではないかと思います。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（永尾光次君）

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

午前9時56分 散会